

広島市  
農業委員会だより

令和6年夏号(47号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

次世代につながる魅力ある農業を~坂本裕氏さん(安佐北区白木町)~



安佐北区白木町で“さかもと農園”を経営されている坂本裕氏さんは、安芸高田市の農業法人で働いていた時に「自分で農業経営をしてみたい！」と強く思うようになられたそうです。就農に向け、安芸高田市の葉物農家へ研修に行かれたほか、“ひろしま活力農業”経営者育成研修を受講されました。令和3年に白木町で就農され、現在は30aの施設で小松菜を通年栽培されています。

坂本さんは、農業経営の省力化や労働時間の短縮に積極的に取り組まれています。最近では、包装機やスマートフォンで操作できる自動散水装置を導入し、生産効率の向上を図られています。また、大学卒業後システムエンジニアとして働いた経験を、農園のホームページの構成立案や運用に役立てておられます。このような取組の結果、就農当初に計画していた売上の1.5倍～2倍の実績を上げられています。今後も機械化を進めていくとともに、近くの遊休農地を借りて規模拡大することを予定されており、ますます農園の発展に取り組まれるそうです。

「農業はつらくてもうからないと世間から思われていると思います。確かに大変なことが多いですが、正しく頑張ればきちんと成果も付いてきますし、次世代の担い手から憧れられるような農家になって、農家のイメージアップにつながればいいなと思っています。」と力強く語られていました。坂本さんの一層のご活躍を期待しています。

(取材:岩重 隆弘 農業委員)

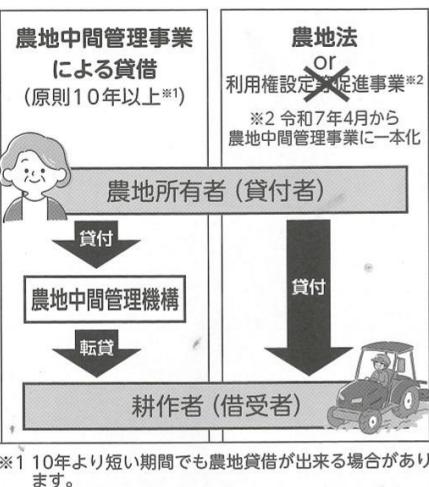
## 農地貸借の方法が令和7年4月から変わります！

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）により、「利用権設定等促進事業」は、「農地中間管理事業（農地中間管理機構を介した農地貸借）」に一本化されます。これに伴い、借受者が貸付者から直接借り受ける場合は、「農地法による農地貸借」のみになります。



現在の「利用権設定等促進事業」の受付は、**令和7年1月15日まで**となります。なお、「利用権設定等促進事業」で利用権設定している農地の権利は、**設定期間内までは有効です。**

### 令和7年4月以降の農地貸借



※1 10年より短い期間でも農地貸借が出来る場合があります。

### ポイント

- 令和7年4月以降も、農地中間管理事業による農地貸借の受付は広島市が行います。
- 新たに農地を借り受ける者の備えるべき要件は、今までと変更はありません（農作業常時従事要件等）。



### 農地中間管理機構とは？

農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業（農地中間管理事業）を行う団体であり、広島県では、（一財）広島県森林整備・農業振興財團が指定されています。農地中間管理事業では、契約期間満了時、継続手続きをしなければ、契約終了となります（自動更新されません。）。

農地中間管理事業に関しては、農政課又は各区農林課（安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区）へ、農地法による農地貸借に関しては、農業委員会事務局へご相談ください。

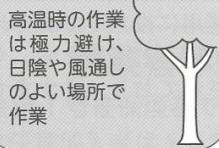
## 農作業中の事故や熱中症に気を付けましょう

農作業中の死亡事故のうち、農業機械の作業による事故が7割を超えています。農業機械の転落・転倒事故から身を守るため、日頃から危険箇所の確認を行うとともに、トラクターに乗る時はシートベルトやヘルメットを着用し、安全フレームを起こして作業をしましょう。

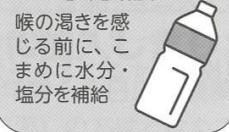
また、農作業中に熱中症で救急搬送された人数は、近年増加傾向にあります。熱中症は正しい知識を身につけることで適切に予防することができます。

### 熱中症予防のポイント

#### 暑さを避ける



#### こまめな休憩と水分補給



#### 単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



#### 熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



汗をかかない、めまいや頭痛がするなど熱中症が疑われる場合は、涼しい環境に避難をして体を冷やし、水分・塩分を補給しましょう。それでも症状が改善しない場合は、医療機関を受診しましょう。

## 「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」の提出について

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」は、毎年8月1日現在における農地の耕作や貸付状況等を調査するため、原則、借入地を含め10a以上の農地を耕作している農家の方に申告していただいています。

この申告をもとに、農業委員会で各農家の農地基本台帳を作成します。この農地基本台帳が、農地法に関する諸申請の審査や各種証明書の発行などを行うために必要な基礎情報となりますので、必ず申告していただきますようお願いします。

なお、申告書は、各地区の生産区長を通じて配布しますので、必要事項を記入のうえ、生産区長へ提出してください。また、一部の農家の方には、申告書を農業委員会から直接送付しますので、必要事項を記入のうえ、農業委員会へ返送してください。

## 農業委員会では農地の利用状況等の調査を行っています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

### 1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用最適化を推進するために農地を巡回し、利用状況についての調査を実施しています。

### 2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地（耕作されていない農地）の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（市街化区域以外）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

## 農地を所有する皆さんへ

### 1 農地の適正な管理をお願いします。

農地は、一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには、たいへんな手間や労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながりますので、草刈りや耕起などをを行い、農地の適正な管理をお願いします。

### 2 「農地中間管理事業」の利用をご検討ください。

自ら耕作できない場合などで、農地の貸し借りを希望する場合は、「農地中間管理事業」の利用をご検討ください。この事業は、公的機関である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が、農地を借り受け、担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みです。

詳しくは、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団のホームページをご覧ください。

●ホームページ：<https://hsnz.jp>

## 新しく就任された農地利用最適化 推進委員を紹介します



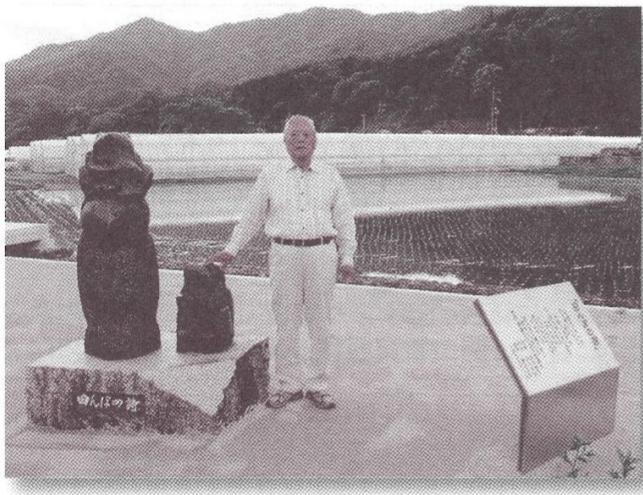
農地利用最適化推進委員  
こうの やすひろ  
河野 泰博  
安佐北区白木町

## interview ~人と人とのつながりを大切に~

農地利用最適化推進委員の取組 正木壽輸基さん（安佐北区白木町下井原）

正木さんは子どもの頃から水稻栽培を手伝ってこられました。就職してからも仕事と農業を両立され、退職後は農業一筋で頑張っておられます。また、地元の営農組合でも長年にわたって活躍され、地域住民を主体とした景観や生態系に配慮した整備事業「田んぼの詩ふれあい整備事業」では、事業計画の話し合いから事業完了後の維持管理まで携わってこられました。こうした経験から農業協同組合の推薦を受けて、平成28年に農地利用最適化推進委員に就任し、現在3期目となりました。

正木さんは日頃から人との対話を大切にされています。農家に限らず、多くの人に声をかけて、たくさんの話を聞いてこられました。“ひろしま活力農業”経営者育成研修の修了生（以下「活力生」）が農地を探していると聞いた際には、候補地をいくつか探してご自身で案内をされ、地権者との交渉にも積極的に当たられました。地元を離れている地権者に直接電話をされたり、自治会長にお願いをされたりと農業と地元の発展のために尽力されました。無事に希望の農地に就農できた活力生のことを、正木さんは今でも大変気にかけておられ、良くやっていると目を細めていらっしゃいました。「地元で人と人を結びつけることは推進委員でないと難しいことが多い。推進委員として大切な仕事だと思ってるので、日頃の付き合いを活かして周囲の人を巻き込んでやっていきたい。」と思いを新たにされています。



## みんなで読もう！全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です（月4回発行 購読料1か月700円）。

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで（☎ (082)568-7755）～



## 農業者年金に加入しましょう！

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満（国民年金任意加入者は65歳未満）の方はどなたでも加入できます。  
・保険料の額は月額2万円～6万7千円（千円単位）で自由に設定できます。（認定農業者等に該当しない35歳未満は月額1万円から設定できます。）  
・社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の優遇があります。



広島市は、SDGsと同じ社会を目指しています。農業委員会の取り組みは、主に上記のゴールの達成を目指します。